

## 別紙1 手数料表・返戻金規程

(人材紹介サービス基本契約書第6条・第8条関係)

本別紙は、株式会社ホイクノヒミツキチ(以下「当社」という。)が行う有料職業紹介事業「ホイクノツナガリ」における、求人者に対する紹介手数料および返戻金制度の内容を定めるものである。

---

### 第1章 手数料表(紹介手数料)

#### 第1条(手数料の種類)

- 1 当社の手数料は、成功報酬制とし、当社の紹介に基づき採用が成立した場合にのみ発生する。
- 2 求職者・学生等からは、一切の手数料その他の費用を徴収しない。

#### 第2条(対象となる雇用形態)

- 1 本手数料表は、次のいずれかの形態で採用された場合に適用する。
  - (1) 常勤正社員
  - (2) 常勤契約社員(契約期間4か月以上)
- 2 短時間勤務・非常勤等に対する取扱いは、第5条に定める。

#### 第3条(手数料率)

- 1 紹介手数料は、原則として、採用された求職者の「理論年収」(第4条)に対して25%(税別)の率を乗じて算定する。
- 2 消費税相当額は、別途加算する。

#### 第4条(理論年収の定義)

- 1 理論年収とは、採用時点で甲(求人者)と求職者との間で合意した次の金額の合計をいう。
  - (1) 月例基本給(諸手当を含む)の12か月分
  - (2) 固定残業代(みなし残業代)を支給する場合は、その月額×12か月分
  - (3) 賞与・一時金の見込額(年額)
  - (4) その他、採用時点で支給が確定している各種手当(役職手当、資格手当等)の年額相当分
- 2 歩合給等、変動要素の大きい項目がある場合には、原則として求人者が提示する標準支給額を用いる。

#### 第5条(非常勤・短時間勤務等の場合の算定)

常勤以外(パートタイム、短時間正社員、週所定労働時間が通常の正社員に満たない場合等)については、実際の所定労働時間および支給額に基づき、前条と同様の考え方で年収換算を行い、その額に手数料率を乗じて算定する。

#### 第6条(請求時期・支払期限)

- 1 当社は、採用された求職者の入社日を確認のうえ、原則として入社日以降に紹介手数料を請求する。
  - 2 求人者は、当社からの請求書受領日から30日以内に、指定口座へ振込により支払う。
  - 3 支払期日、振込口座その他の詳細は、人材紹介サービス基本契約書第7条の定めによる。
-

## 第2章 返戻金規程(早期退職時の取扱い)

### 第7条(返戻金制度の目的)

本返戻金制度は、紹介された求職者が早期に退職した場合の求人者のリスクを一定程度軽減することを目的とするものであり、雇用の継続を保証するものではない。

### 第8条(適用対象)

本返戻金規程は、次のすべてを満たす場合に適用する。

- (1) 当社の紹介により採用された者であること
- (2) 常用雇用(無期または4か月以上の有期雇用)として採用された者であること
- (3) 入社日から起算した一定期間内に退職した場合であること

### 第9条(返戻金の割合および期間)

1 返戻金の割合および適用期間は、以下のとおりとする。

- 入社日から1か月以内に退職した場合：  
→ 当社が受領した紹介手数料の100%を返金
- 入社日から1か月超～3か月以内に退職した場合：  
→ 当社が受領した紹介手数料の50%を返金
- 入社日から3か月経過後に退職した場合：  
→ 返金なし

2 退職日とは、雇用契約上の最終勤務日とする。

### 第10条(返戻金の手続き)

1 求人者は、対象となる退職が発生した場合、退職日から14日以内に、退職日・理由・雇用形態等を記載した書面又は電子メールにて、当社に通知するものとする。

2 当社は、前項の通知を受け、必要に応じて事実確認を行ったうえで、返戻金額を確定し、求人者に通知する。

3 返戻金は、原則として求人者から当社に支払われた紹介手数料からの返金(振込)により行う。ただし、当社と求人者が合意した場合には、次回請求分との相殺等、別の方法を用いることができる。

### 第11条(返戻金適用除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合、本返戻金制度は適用しない。

- (1) 求人者の責に帰すべき事由により退職したと認められる場合  
例:賃金の不払い、違法・不当な長時間労働、安全配慮義務違反、ハラスメント(パワハラ・セクハラ等)
- (2) 求人者が当初提示した労働条件を、一方的かつ不利益に変更したことによる退職の場合
- (3) 求職者の契約期間満了に伴う当然の退職(更新なし)
- (4) 天災その他やむを得ない事情により事業自体が継続困難になった場合
- (5) 当社に対する退職連絡が、第10条第1項の期間を超えて行われた場合
- (6) 当社が合理的根拠に基づき、返戻金制度の対象外と判断した場合

### 第12条(重複適用の排除)

同一の採用について、本返戻金制度と別途定める違約金・損害賠償規定等を重ねて適用しないものとする(いずれか一方のみ適用)。

---

## 第3章 その他

#### 第13条(改定)

1 本別紙の内容(手数料率、返戻金の割合・期間等)は、法令改正、社会情勢、事業運営上の必要性等に応じて見直すことがある。

2 改定を行う場合、当社は事前に求人者へ通知し、改定後に成立した採用から新条件を適用する。

#### 第14条(優先関係)

本別紙と人材紹介サービス基本契約書の規定が抵触する場合には、基本契約書の定めを優先して解釈する。

---

以上

---